

日本郵便株式会社法第4条第4項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
<p>28 会社の営業所を活用した健康増進サービス業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)</p>	<p>① 概要 トータル生活サポート企業として、利用者（主に中高年以上）に対して、次に掲げる健康増進サービス業務を行う。</p> <p>ア 日本郵便が、利用者の健康の現状（BMI、体脂肪率等）を、利用者から提供されたデータに基づき把握</p> <p>イ 日本郵便が、個人ごとに、BMI、体脂肪率等の目標を設定し、目標達成に最適な運動プログラム等を提供</p> <p>ウ 日本郵便は、利用者ごとのBMI、体脂肪率等の目標に対する進捗状況を管理し、利用者の健康増進に向けたサポートを行う</p> <p>② サービス提供地域 平成28年4月から福島県伊達市内で実証実験を開始。</p>	<p>平成28年4月5日</p>